

○厚生労働省告示第三十三号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の現に同法第十四条第一項の規定による承認を受け、若しくは同法第十四条の九第一項の規定による届出が行われた化粧品又は同法第十九条の二第一項の規定による承認を受けている化粧品であつて、平成二十一年三月三十一日までに製造され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができ

る。

平成二十年二月二十一日
厚生労働大臣 舛添 要一

第四項の次に次の一項を加える。

- 5 化粧品に配合されるグリセリンは、当該成分100g中ジエチレングリコール0.1g以下のものでなければならぬ。

別表第2の2の表中

歯磨 ラカロニルサルコジシナトリアム	0.50g
-----------------------	-------

を

歯磨
ジエチレングリコール

配合不可

に改める。

ラウロイルサルコシネートリウム | 0.50g